

■ 平成27年度 清須市地域公共交通会議歳入歳出予算

1 補助制度の改正

平成27年度から補助制度のメニューに、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）を策定した法定協議会のみで交付される「計画推進事業」が追加された。

(1) 補助制度（地域公共交通調査等事業（計画推進事業））概要

制度名	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 地域公共交通調査等事業（計画推進事業）
補助対象事業者	地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会 ※ 補助要綱上、「法定協議会」に対してのみ交付
補助対象事業	形成計画に基づいて実施される利用促進
補助対象経費	利用促進に係る事業 ・公共交通マップ、総合時刻表等の作成に要する経費 等
補助率	1 / 2
補助期間	形成計画策定から最大2年間（本市は平成27・28年度）

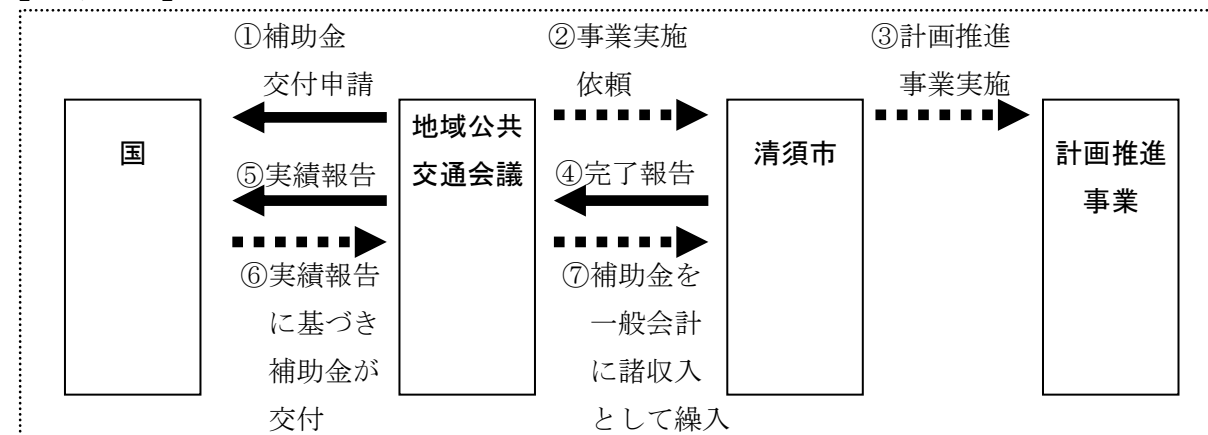
(2) 地域公共交通調査事業（計画推進事業）交付申請内容

	実施項目	対象経費	補助金額
1	コミュニティバス無料デー周知チラシの作成	126千円	63千円
2	時刻表の発行	791千円	395千円
3	モデルコースのチラシの作成	253千円	126千円
	合計	1,170千円	584千円

2 補助金受領と事業実施

- 地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）で補助金を受領し、事業を実施するためには、地域公共交通会議財務規程（以下「財務規程」という。）に基づき、交通会議の承認が必要となる。
- なお、事業の実施にあたっては、交通会議が本市に対して事業の実施を依頼し、本市が事業を実施することとする。（事業内容については交通会議で協議）
- 本市の事業終了後、交通会議が国から補助金の交付を受け、当該補助金を本市へ支払う形式とする。

【スキーム】



3 平成27年度交通会議歳入歳出予算の専決

財務規程に基づき、平成27年7月6日付け（交通会議から国への補助金交付申請日）にて会長の専決により予算を調製した。（下記のとおり）

■ 平成27年度 清須市地域公共交通会議歳入歳出予算

平成27年度清須市地域公共交通会議歳入歳出予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ585千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「別表 歳入歳出予算」による。

第2条 歳出予算の各科目の予算額に過不足が生じた場合は、相互に流用できるものとする。

平成27年7月6日専決

清須市地域公共交通会議
会長 前田 繁一

1 歳入

単位：千円

科目		金額	説明
款	項		
1	補助金	584	
	1 補助金	584	国庫補助金
2	諸収入	1	
	1 諸収入	1	貯金利息等
歳入合計		585	

2 歳出

単位：千円

科目		金額	説明
款	項		
1	事業費	584	
	1 事業費	584	地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業（計画推進事業））【清須市へ】
2	予備費	1	
	1 予備費	1	
歳出合計		585	

